

新たな税を導入するとした場合の課税方式について

(1) 新税の創設（法定外目的税の創設）

- ・森づくりを県民全体で支えるという趣旨や用途が分かりやすい。

〔課題〕

- ・目的税の場合、受益と負担の関係を明確にする必要があるが、森林の持つ幅広い公益的機能からの受益に対し、誰を納税義務者とし、何を課税対象（課税客体）とするかといった、受益と負担の関係を明確に示すことが難しい。

例えば、水源涵養に焦点をあてた水道量への課税方式や、CO2 排出に焦点をあてた自動車への課税方式も考えられるが、いずれも、森林の幅広い公益的機能に対する受益と負担の関係が十分に合致しないと考えられる。

- ・賦課徴収コストが大きい。

賦課徴収コストの試算

初期費用（システム構築費用等）：1 億円～数億円

維持費用（システム維持費用や納税通知発送費等）：1.5 億円+

- ・納税者に対し、課税方式等の十分な説明が必要である。
- ・法定外税を創設するには、総務大臣に協議し、同意を得る必要がある。

(2) 既存の税制度の活用（超過課税方式）

〔既存の税制度の活用にあたっての主な検討の視点〕

- ・県民が広く負担している税であること
- ・税率を変えることのできる税であること
- ・賦課徴収費用が税率の変更で著しく増えないこと



〔県民税への超過課税方式〕

なかでも、県民税均等割には、地域会費的なものとして一定額の負担を求めるといった性格があり、超過課税方式は、その性格を維持できる。

- ・広く県民に負担していただける。
- ・賦課徴収コストが少ない。
- ・既存税の仕組みを活用するため、分かりやすい。
- ・先行県（18 県）では全て、県民税均等割の超過課税方式を採用している。

〔課題〕

- ・普通税であるため、用途が特定されない。
(先行県では用途を特定する財源として基金を設置している場合が多い。)
- ・森づくりのための財源として負担していることが見えにくい。
(納税通知書などに「森林環境税(仮称)」等と明記できない。このため、先行県では、当該超過課税分については、別途、条例により名称を定めている場合が多い。)

新たな税負担のための課税方式としては、
県民税均等割への超過課税方式が適当と考えられる。

また、

- ・森林の公益的機能は、個人・法人に関わらず、県民全体に及ぶ。
- ・県民(個人・法人)が広く財源を負担することにより、森づくりへの参加意識を持ってもらう効果が期待される。

などから、**個人だけではなく、法人にも負担を求めることが相当**と考えられる。

先行県においても同様の考え方を導入している。

個人及び法人からの負担の求め方

個人…均等割額が定額負担であり、森林環境税(仮称)も定額で負担を求めている。

法人…資本金等の額により均等割額が異なり、森林環境税(仮称)も均等割額に一定の率を乗じた負担を求めている。